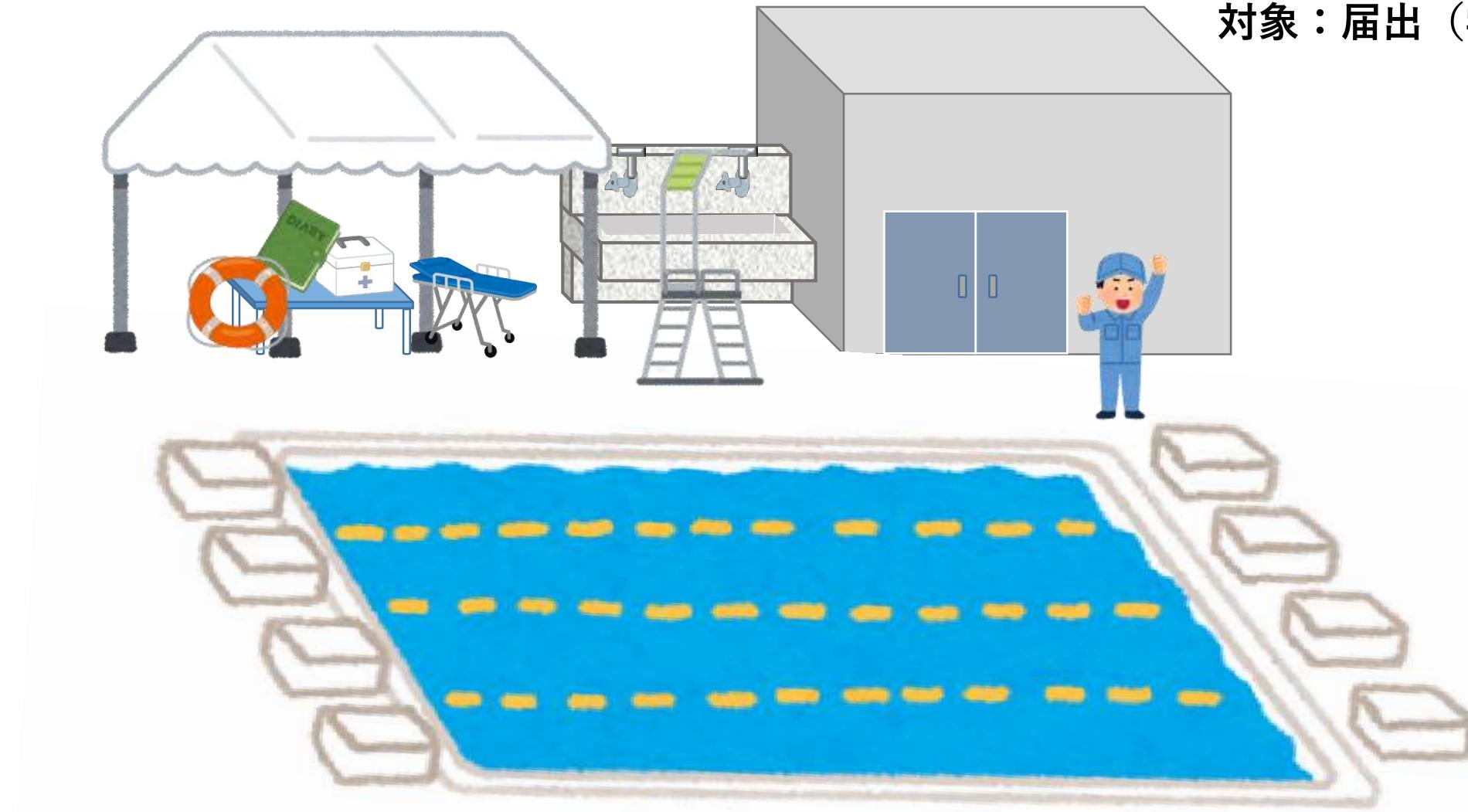


プール施設の衛生管理について(基礎編)

対象：届出（学校）プール



はじめに

プール施設は多くの人にたくさんの楽しみを与える施設です。

その一方で命を奪うこともある施設もあります。

そこで東京都では、プール施設を経営、運営するにあたり、**プール等取締条例**が定められています。

条例には、プール施設の経営者や管理者の方々におさえてほしい管理のポイントが記載されています。

管理者の仕事を追いながら管理について説明します。





Aさんは届出経営者※から管理を委託された、
とあるプールの管理者です。

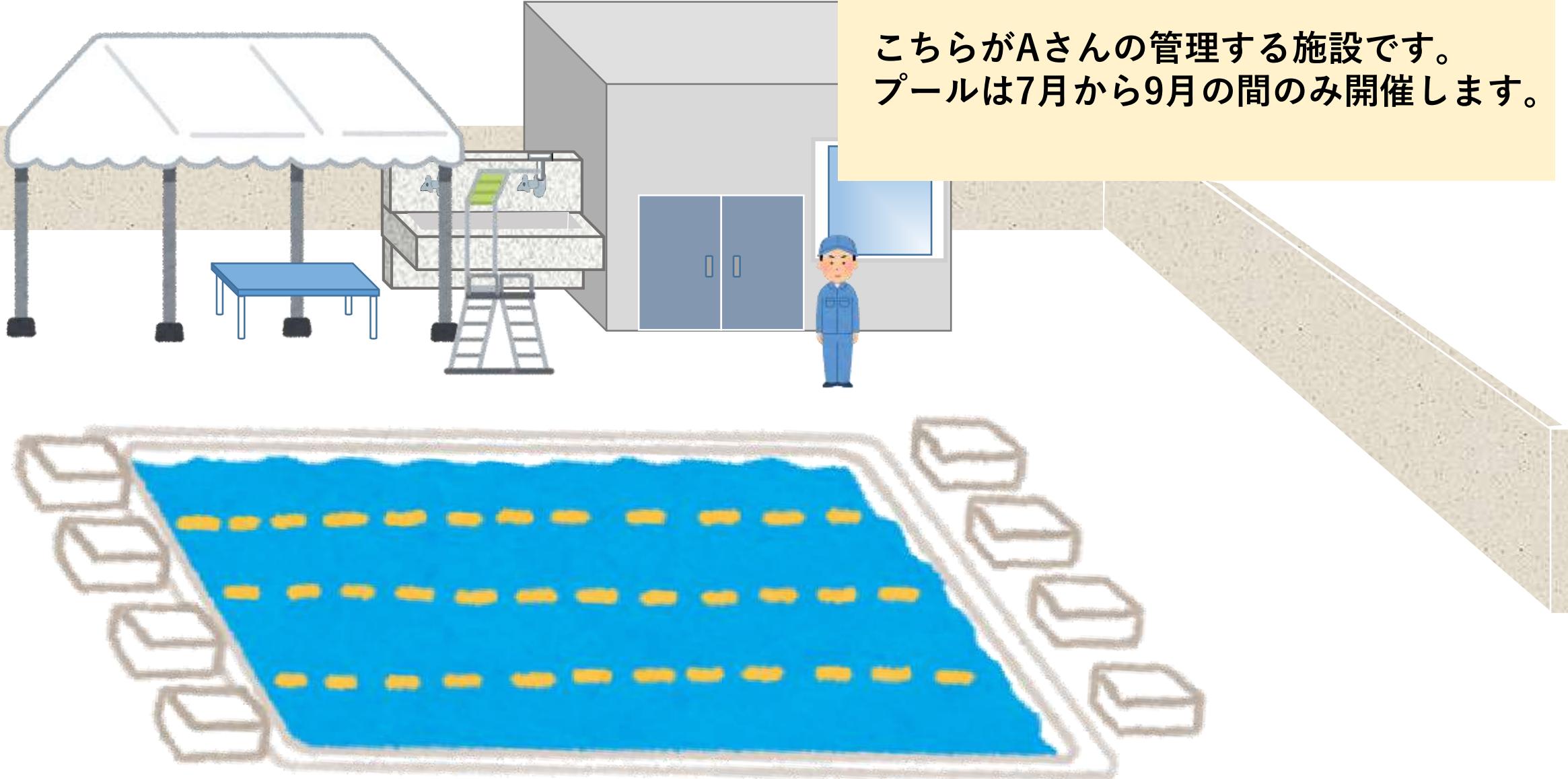
※ 学校プールの経営者は届出経営者という。

東京都プール等取締条例

第五条

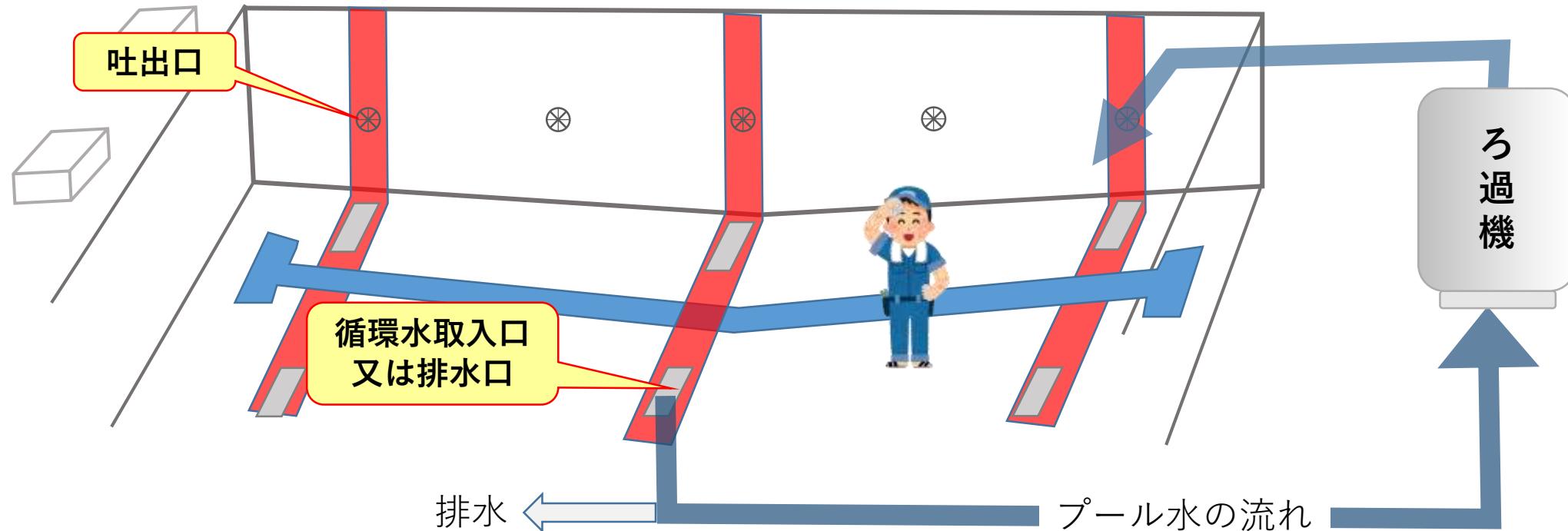
許可経営者及び第三条第二項の規定により届出をした者(以下「届出経営者」という。)は、プール等における公衆衛生及び安全の確保に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。
- 二 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- 三 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- 四 伝染性疾患にかかつている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- 五 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項



プールは開場前に排水、清掃を行い、水はり前に安全確認を行います。

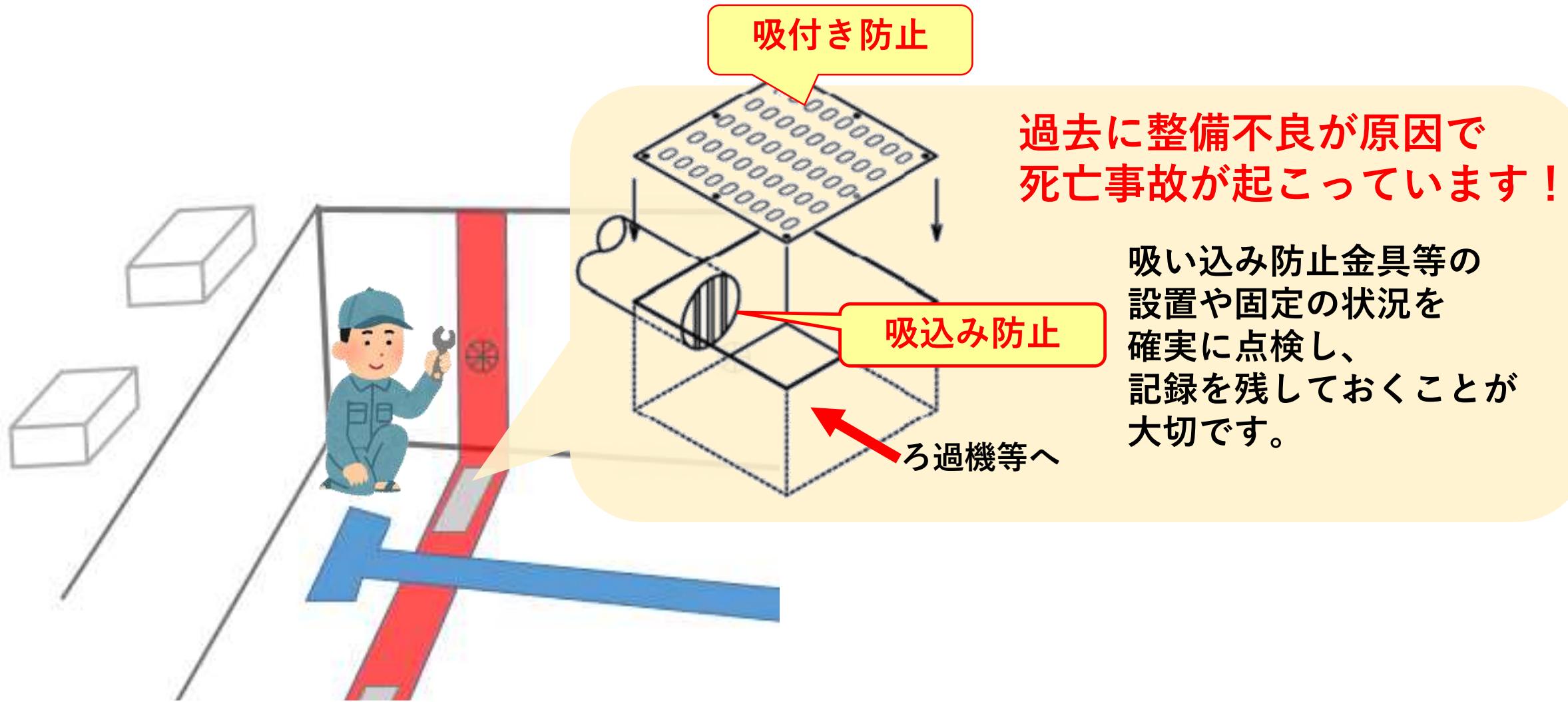
プール内部の側面および底部には、排水口や、プール水をろ過機に取り込み水中のごみ等を除去したうえで再度、プール内に取り込む循環水取入口があります。



東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第二

- プール水は、貯水槽ごとに一年に一回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。
その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。

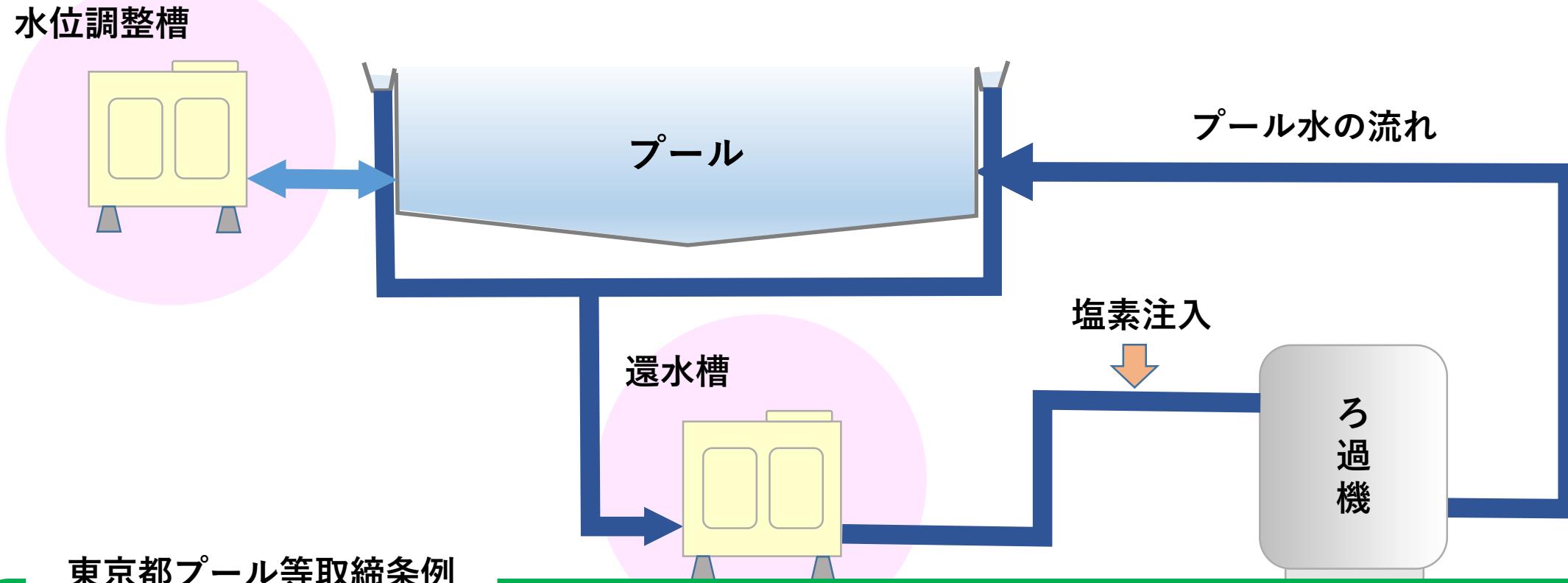


東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第二

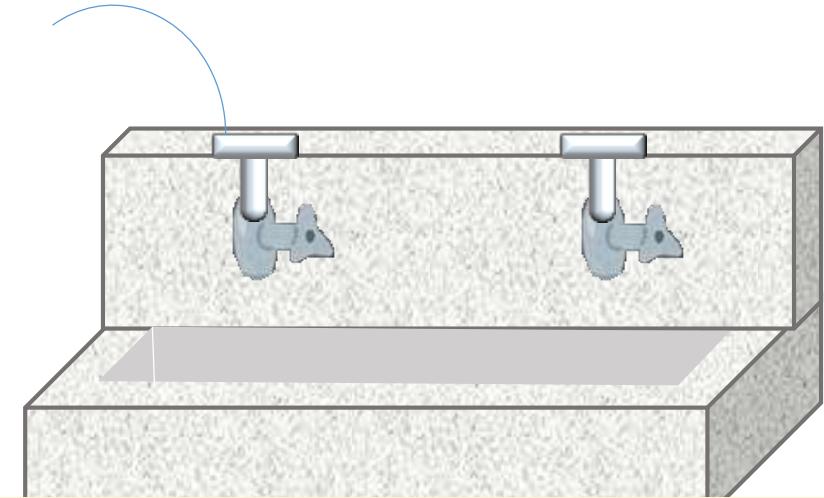
一の二 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等 及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。

施設によっては還水槽や水位調整槽と呼ばれる貯水槽があります。プールの水位を調整する等の役割がある貯水槽ですが、こちらも年1回以上清掃する必要があります。



施行規則 別表第二 第二
一の三 水位調整槽及び還水槽の清掃は、一年に一回以上行うこと。また、水位調整槽及び還水槽の点検は、適宜行うこと。

プールサイドや更衣室なども清掃を行います。
その際、床面等に危険個所がないか確認します。
素足で利用する場所なので注意が必要です。



洗眼器やシャワー等は目づまりしている場合があるので確認、改善します。

東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第一
— 施設又は区域には、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。

救命器具を確認し、すぐ使用できるように準備します。



救命器具とは、

- ・救命浮輪および麻なわ
- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・搬送用担架
- ・救急用セット（三角巾、絆創膏、包帯、ガーゼ、止血帯、ピンセット及び消毒薬等）
- ・口対口人工呼吸用感染防止補助具
- ・毛布等 があげられます。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

三 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。

緊急時の体制も確認します。

溺水など急な事故が起こると慌てて迅速な対応ができないことがあります。

フロー図等に連絡先を記載し、内線電話の近くに掲示する等、すぐに対応できるように連絡体制を備えておくとともに、他職員と情報共有しておきましょう。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

九 救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

十 疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく知事に届け出ること。

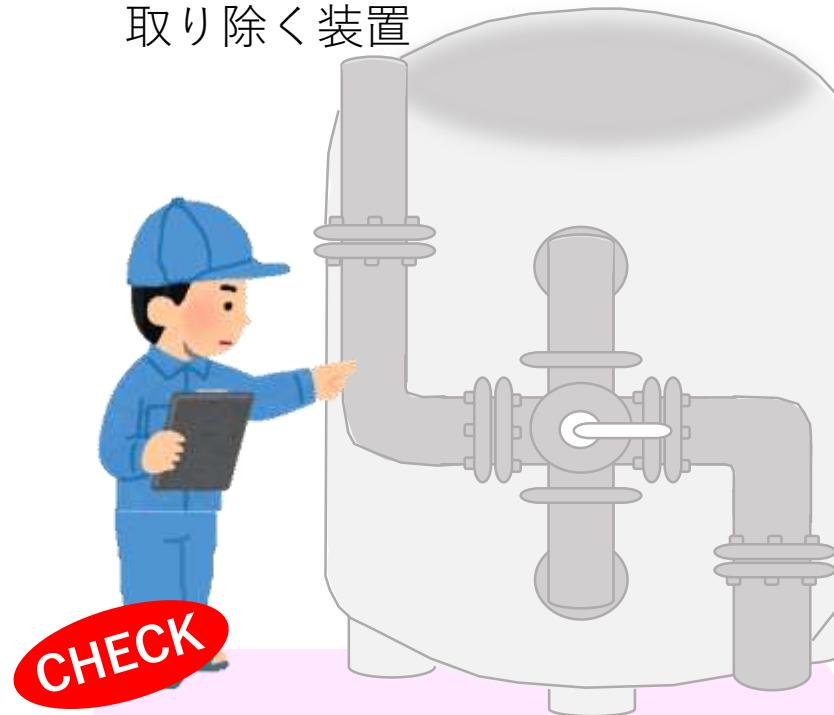
ろ過機や塩素注入器等といった設備について、通常通りに作動しているかを点検します。
専門業者へ委託している場合は開催前に行えるように日程調整します。

ポンプ：プール水を圧力で
送水する設備



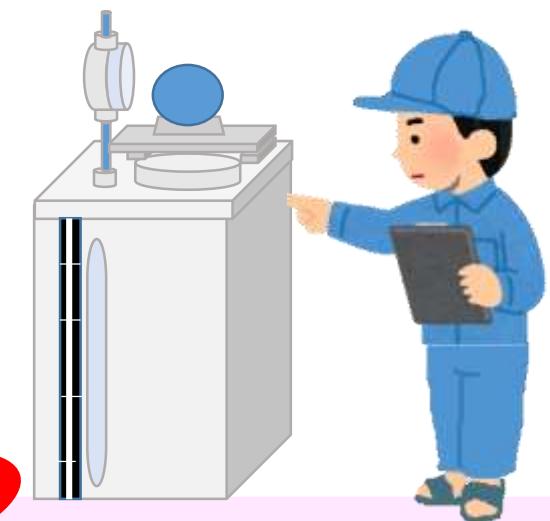
- ・破損の有無
- ・水漏れ
- ・異音など

ろ過機：プール水の微細なごみを
取り除く装置



- ・ろ材の状態
- ・水漏れ
- ・圧力計など

塩素注入機：プール水に塩素剤を
注入する装置



- ・弁のつまり
- ・注入ポンプのエア嗜み
- ・残量など

日誌や残留塩素測定器といった開場後に必要になるものについても、整備や準備をしておきます。

日誌には以下の項目が必要です。

- ・開場時間、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況
- ・新規補給水量
- ・遊離残留塩素濃度等の測定結果(毎時)
- ・設備の点検及び整備の状況等
- ・施設の清掃状況 など



残留塩素測定器のセルが劣化している場合は交換が必要です。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

十一 開場中、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を三年間保存しておくこと。

また、開場後に監視等にあたる職員へ、事故防止対策、事故発生時の対応や安全・衛生管理に必要な事項について、事前に研修及び訓練を行っておくことが必要です。
実施した記録はプール日誌に記録しましょう。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

二の二 許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。

- 学校生徒の皆さんへ
- （注意事項）
- 一 プール内では先生の指示に従いましょう
 - 二 具合が悪い場合は、すぐに先生に言いましょう
 - 三 プールに入る前には、トイレを済ませ身体をよく洗い、しっかり準備運動をしましょう
 - 四 プール内では、鼻をかんだり、つばをはいたりしてはいけません
 - 五 プールサイドで走り回ってはいけません
 - 六 泳ぎ終わったら必ず目を洗い、うがいし、身体をよく洗いましょう

東京都プール等取締条例

- 第五条 三** 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- 四** 伝染性疾患にかかつている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。

条例施行規則 別表第二 第一 共通基準

- 四** 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に開場時間を表示すること。
- 六** 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。
- 七** 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。

施設の開場時間や利用者への注意事項を目につきやすい場所に表示しておきます。あらかじめ利用者に注意喚起することで、施設内での事故防止を促します。

